

様

浜松市長



<b>延滞金減免却下通知書</b>	
様	
以下のとおり延滞金の減免を却下しましたので通知します。	
申請者	住所又は所在地
	氏名又は名称
納税者	住所又は所在地
	氏名又は名称
決定事由	
滞納金額	円
備考	

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、浜松市長(国民健康保険料の場合は、静岡県国民健康保険審査会)に対して審査請求をすることができます(なお、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。ただし、地方税法第 19 条の 4(国民健康保険料の場合は、地方自治法第 231 条の 3 において準用する地方税法第 19 条の 4)に該当する場合は、同規定に定める期限の方が上記の期限よりも早いときは、その早い方の期限までに審査請求をする必要があります。また、この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、浜松市を被告として(浜松市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき(なお、国民健康保険料の場合を除き、②又は③の場合であっても地方税法第 19 条の 13 に該当する場合は、同規定において準用する同法第 19 条の 4 に定める期限を過ぎて処分の取消しの訴えを提起することはできません)。[地方税法第 19 条、第 19 条の 4、第 19 条の 11、第 19 条の 12、第 19 条の 13、国民健康保険法第 91 条、第 98 条、第 99 条、第 102 条、第 103 条、地方自治法第 231 条の 3、行政不服審査法第 2 条、第 4 条、第 18 条、行政事件訴訟法第 8 条、第 14 条]

<b>【お問い合わせ先】</b>	
------------------	--